

有田市介護用品支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者を在宅で介護している家族の身体的、精神的又は経済的な負担の軽減を図り、併せて要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第3項第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の在宅生活の継続と向上を図るため、当該家族に対し介護用品を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者等)

第2条 この要綱に定める介護用品の支給対象者は、市内に住所を有する者で、次の各号に該当するものとする。

(1) 法第19条第1項に規定する要介護認定において、要介護度4又は5（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第4号及び第5号に規定する状態をいう。）と判定された在宅高齢者を介護している同居の家族である者で市民税非課税世帯の世帯員であるもの。ただし、市民税非課税の判定は、申請のあった月が4月から6月までの間は前年度の課税状況を、7月から翌年3月までの間は当該年度の課税状況をもって判定する。

(2) 前号に該当しない者で、法第19条第1項に規定する要介護認定において、要介護度1から5（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第1号から第5号に規定する状態をいう。）と判定された常時失禁状態の在宅高齢者を介護している同居の家族である者で所得税非課税世帯の世帯員であるもの

(支給の申請)

第3条 介護用品の支給を受けようとする者は、介護用品給付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(支給の決定及び支給の方法等)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、その可否を決定し、介護用品給付券（以下「給付券」という。）を次のとおり交付するものとする。

(1) 第2条第1号に規定するものについては、1月につき6,000円以内

(2) 第2条第2号に規定するものについては、1月につき4,000円以内

2 受給者に支給する介護用品は、紙おむつ及び尿取りパッド等とする。

3 介護用品の支給は、市長が指定する介護用品取扱事業所（以下「事業所」という。）が給付券と交換に介護用品を受給者へ引き渡すものとする。

4 給付券に相当する代金の請求、支払い、介護用品の引き渡しその他必要な事項については、市長と事業者で別途定めるものとする。

(支給の廃止)

第5条 受給者は、要介護者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第2条に規定する支給対象者に該当しなくなったとき。

(2) 死亡又は転出したとき。

(3) 法第7条第19項に規定する介護保険施設に入所したとき。

2 受給者は、前項の規定による届出を行うときは、未使用の支給券を添付するものとする。

(支給の取消し)

第6条 市長は、受給者が申請書に虚偽の記載をし、その他不正な行為によって介護用品の支給を受けたことが判明したとき、又は前条の規定による廃止の届出を怠ったときは、介護用品の支給を取り消し、当該支給額の全部又は一部を返還させなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則 (平成27年12月28日訓令第28号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

様式 (略)